

1. 会合名	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」(第2回)議事要旨
2. 日 時	平成25年2月22日(金)午後1時00分～午後2時40分
3. 議 案	1. 金融庁監督局三村証券課長との意見交換 2. 最近の発生事案について 3. その他
4. 主な内容	1. 金融庁監督局三村証券課長との意見交換 議事に先立ち、金融庁監督局 三村証券課長との意見交換が行われた。三村証券課長より、資料1に基づき、金融商品取引業者等向けの監督方針や信頼性向上の施策についての所見等について大要以下のとおり発言があり、引き続き、意見交換が行われた。 I. 三村証券課長説明 (平成24事務年度 金融商品取引業者等向けの監督方針について) ・ 昨今の金融市場においては、A I J問題や公募増資に関連するインサイダー取引等の問題に加え、中小の証券会社において、経営状況の悪化により顧客資産を流用し、投資者保護基金による弁済困難の認定が行われるに至った事案など、投資家の信頼性を揺るがしかねない事案が発生している。 ・ 上記のような事案の再発防止のため、平成24事務年度の金融商品取引業者等向けの監督方針に、監督重点分野として、「中小の証券会社(国内・外資系)、投資運用会社等の経営リスクへの備え」を盛り込んだ。主なポイントとして、下記の4点を挙げている。 ① 金融経済情勢の急変等の可能性も踏まえ、より質の高いリスク管理の徹底を求める。あわせて、経営の健全性を確保していくため、引き続き早期警戒制度を的確に運用するほか、ビジネス・モデルや直近の業況等を一覽的に把握し、業界横断的・時系列的な分析を行う。 ② 特に、中小の証券会社等に、財務内容の悪化や資金繰りの困難化等の兆候が見られた場合には、裏付けのある実現可能な経営改革、収益改革の策定、資金繰り改善策の対応状況等につき、速やかに検証する。 ③ 経営状況が悪化して顧客からの預り金を運転資金に流用し、投資者保護基金による弁済困難の認定が行われるに至った事案も踏まえ、財務内容や資金繰りが悪化した会社については、顧客財産の保全状況等について、細心の注意を払いつつ対応する。 ④ 経営状況が悪化した会社については、反社会的勢力や金商業者としての健全な経営を行う意識や能力が欠如している者等が、資金の提供者等として経営に関与してくるおそれがあることに十分留意して、その動向を注視していく。 ・ 上記の未然防止・早期発見策に加え、業界における不芳情報等をタイムリーに共有させていただき、より実効性を高めていきたい。既に、日証協では、財務内容が悪化した会社への特別監査による顧客財産の保全状況等の実査を行っ

ていただいている。また、役員等に対する貸付等の報告制度や会員に関する不
芳情報の受付窓口設置といった施策を新たに実行していただいている。今後は、
日証協や投資者保護基金等とさらに連携を強化したいと考えている。

- ・ 株価の上昇により、足元の市況は良くなっているが、一部の悪質な業者によ
る不祥事が発生すれば、証券業界全体の信頼性が損なわれる事態となって市況
にも冷や水となりかねない。不祥事が起こると業界全体に悪影響が及ぶため、
一部の会社だけの問題として捉えるのではなく、業界全体の問題として積極的
に法令遵守や職業倫理の向上に努めていただきたい。

(信頼性向上の施策についての所見、今後の展望)

- ・ 信頼性向上の具体的な施策案（倫理観向上の取組み事例集作成、財務諸表監
査受検の態勢、外部監査の受検状況の開示等）のうち、対応可能な施策につい
ては、積極的に取り組んでいただくことを期待している。
- ・ 施策の実施にあたってコストが増加する面があることは認識しているが、必
要な取組みを行わない場合、結果として投資家からの信頼を失い、中長期的に
証券会社のビジネスにとってマイナスに働くこととなる。投資家の信頼を回復
するために近道はなく、証券業界の自己規律機能を働かせること、市場仲介者
としての社会的責任や役割を自覚することが重要である。顧客のニーズを反映
した質の高い商品・サービスを提供し、競争力を高めることが信頼性向上に繋
がる。
- ・ 市場が活況を呈しているからといって、本来業界として改善すべき問題を忘
れてはならない。投資家の市場への関心が戻ってきている今、各社において金
融市場の担い手としての役割（市場仲介機能の発揮や公正な価格形成）を再認
識していただきたい。
- ・ 今後、本WGにおいて、各社のコンプライアンス意識やガバナンスの向上、
証券業界全体の信頼性向上のための施策を検討していただくことを期待してい
る。

Ⅱ. 意見交換

(以下、○は金融庁の発言、□は委員発言、■又は⇒は事務局発言)

- コストを忌避せずに施策を実行すべきであるということであるが、一部の悪質
な業者のために業界全体に過度なコスト負担を安易に求めるべきではない。大多
数の会社は法令遵守意識の向上に取り組んでいる。公認会計士等による外部監査の
受検を態勢する前に、証券取引等監視委員会の検査機能や日証協の監査機能の充
実化を図り、検査・監査結果を公表することなども検討すべきだと思う。
- 証券業界の信頼性向上のためには、公認会計士等による財務諸表監査を含めた
監査機能の充実が最も重要と考える。今般の事案において、顧客財産の分別管理
制度や自己資本規制比率の維持等の制度があつたにも関わらず、問題をもっと早
く発見できなかった原因を究明いただきたい。また、一般の投資家にとって財務
諸表の内容は難解であり、ディスクローズされていても理解できないことが多い。

そういった意味でも、公認会計士等による財務諸表監査の受検の義務付けは有効であると思う。大手証券と中小証券との間でコストの負担感は大きく異なると思うが、最終的には法的な義務にできないだろうか。

- 一般の投資者からは各証券会社の経営状況が見えにくいため、業界内における監査機能を充実させることが有効であると思う。ただし、監査の実施にあたっては、各業者が負担するコストについて検討が必要である。
- 検査・監査機能の充実にあつては、リソースも限られていることから、単純に現場の検査・監査の回数を増やせばよい訳ではなく、不芳情報等を活用しながら、効率的かつ的確に検査・監査先を絞り込むことが重要と考える。
- 悪質な業者を参入段階で排除するため、現在の登録制から、かつての免許制に戻すことは考えられないか。
- 免許制及び登録制についてはいろいろな議論があるところであるが、不祥事を起こした会社が登録制移行後に参入した業者に限られている訳ではない。いずれにせよ、参入段階での審査や登録後の検査・監督体制（問題の早期発見、未然防止）が重要である。
- 登録制に移行してからは、金商業者の数が増加し、十分に検査にできていないのではないか。検査先について、リスクの高い先を重点的に選定して取り組んでいただきたい。
- 公認会計士等による財務諸表監査の受検にあつては、多額のコストがかかる。同じコストでも、大手証券と中小証券では負担感が異なる。コスト負担は避けられないとしても、その負担方法について、何か検討できないか。
⇒ コストをかけるからには、形式的ではなく、実効性のある方策を検討する必要がある。

2. 最近の発生事案について

事務局より、本ワーキングの議論の契機となった事案について説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。

（最近破綻した証券会社の事例）

- ・ 本件は、代表取締役に対する貸付金が回収不能となり、財務内容が悪化した証券会社が、顧客からの預り金を不正に少なく記録することなどにより、顧客分別金信託必要額を過少計上し、顧客分別金信託を運転資金等に不正に流用していた事例である。
- ・ 不適切な経理処理の実施、顧客財産の不正流用が行われ、投資者保護基金の補償が発動される経営破たんに至り、その背景として、同社の資金繰りが逼迫した状況にあった。財務諸表監査を受検していれば、そういった問題を早期に発見できたのではないか。

（以下、○は金融庁の発言、□は委員発言、■又は⇒は事務局発言）

- 代表取締役に対する多額の貸付金があったということであるが、そういった状

況を把握していても、問題に気付かなかったのはなぜか。

⇒ 提出を受けていたモニタリング調査表は虚偽の報告が行われていた。証券取引等監視委員会による検査により、帳簿書類の改ざんが発覚した。

□ 財務諸表監査を行っていれば、本当に問題は発見できたのか。

⇒ 本事案では、帳簿書類の改ざん等による不正経理が問題の発覚を遅らせる原因となっており、財務諸表監査を行えば、その段階で発見できた可能性がある。

⇒ 公認会計士等による財務諸表監査は原資料に基づく監査であるため、改ざん等を発見できる可能性がある。なお、本事案を踏まえ、本年1月から会員に対し、役員等に対する貸付けに関する報告制度を導入している。

□ 協会が行う監査に公認会計士を同行させてはどうか。

□ 例えば、自己資本規制比率が200%を下回った会社については、提出された資料だけでなく、状況に応じた詳細な検査も行えばよいのではないか。

○ 現在でも、オフサイト・モニタリング（ヒアリング等）を通じて関連資料の提出等も求めているほか、オフサイトで本当に危ないと判断した場合には、必要に応じて速やかに行政対応を行えるよう、証券取引等監視委員会や日証協と連携を図っている。

■ 公認会計士等による財務諸表監査の導入コストと、同監査の導入により得られる信頼性の度合いというのは、会社の規模によって異なるが、業界全体の問題として検討するべきである。

■ 公認会計士等が行う監査の種類として、財務諸表監査と分別管理監査がある。分別管理監査の中にも、「分別管理の法令遵守に関する検証業務」と「合意された手続業務」に分かれている。後者については証券会社における分別管理の点検手続きが適正であるかを確認するのみであり、公認会計士等自体が法的な意見表明を行っている訳ではない。

□ 日証協が監査体制をどれだけ充実させても、適正に作成された帳簿書類という基盤がなければ実効性に欠ける。やはり、公認会計士等の外部的な監視が必要なのではないか。

□ 現在の証券業界は収益を上げられず、赤字に陥り、一部の悪質な業者は不正を働くという悪循環に陥っている。株式委託手数料の自由化以降、ネット証券の誕生以外、大きな変革も見られず、各社がビジネス・モデルを確立できていないことが問題である。当局が各金融機関における先進的な取組みの紹介を行ったり、各社と経営問題について積極的に対話を行う等、サポートが必要ではないか。

□ 日本はもの作りで発展した国であり、その中心は中小企業である。そういった中小企業へのサポートが大切である。証券界では特に、規制強化に伴うコスト等に対する中小証券の負担感が増しており、そういった会社は10年、20年後には淘汰されているのではないかと思う。

□ 検査・監査体制の強化には多大なコストがかかるということであるが、検査・監査対象の適切な絞込みにより、コスト削減は可能であると思う。

⇒ 本協会では昨年7月より「特別監査室」を設置し、例えば、自己資本規制比率が低下した会社などに対して特別監査を行っており、証券取引等監視委員会

	の検査と相互補完できるような体制を整備している。 3. その他 委員より、資料2に基づき、説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。 (顧客の公正な取り扱いに関わるプロバイダーとディストリビューターの責任 【The Responsibilities of Providers and Distributors for the Fair Treatment of Customers (RPPD)】(FSA Handbook Annex)の概要) ・ 英国FSAにおいては、「顧客の公正な取扱いに関するプロバイダーとディストリビューターの責任 (The Responsibilities of Providers and Distributors for the Fair Treatment of Customers)」という販売業者の責任に関するガイドラインが制定されている。 ・ 日本では、事業者の顧客に対する責任意識、いわゆる信託義務 (fiduciary duty) が浸透していない。本ガイドラインには、全ての販売業者に共通する責任として、例えば「プロバイダーの選択」や「販売後責任」について詳細な規定が置かれている。英国FSAではそのほか、事業者に対し、消費者が自己決定で購入できるような商品の開発を促している。 ・ 信頼性向上のための施策を検討するにあたっては、顧客の目線も含めた広い視点から検討することが大切であるとする。 (主な意見等) ☐ このような考え方については、監督方針等の中に取り込まれているのではないかと。 ☐ 英国の証券業界では、FSAによる規制以前から自衛手段として、不適切な業者の排除を行っていると思う。日本における販売業者の責任の意識というのは、まだ土台部分を構築している段階にあると言えるのではないかと。 ☐ 販売者に対する責任の考え方の一部は、監督方針の中に盛り込まれていると思うが、販売業者の責任をより明確化するために、監督指針の一部ではなく、独立したガイドラインを制定するべきであると思う。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)